

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日は、翌日当たる)

目 次

♦告示

保安林予定森林にする旨の通知

解除予定の保安林にする旨の通知

告 示

鳥取県告示第百十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字長畑六四一、六四三、字タワ七一九ノ一、七一九ノ二、七一九ノ三、七一九ノ四、七一九ノ六、七二〇、七二一、字丸瀬九四七ノ一、九四七ノ二、九四八、九四九、九五〇、九五一、字ハセツコウ九五二ノ一、九五三ノ一、九五四ノ一、九六一

第一、九六二、九六二ノ一、九五六ノ一、九五六ノ一、九五七ノ一、九五八、九五九ノ一、九六〇ノ一、九六三、九六四、九六五、字風河原ノ上二〇三三、二〇三三ノ一、二〇二五、字市井谷一〇二六から一〇三八まで、字成畑上一〇三九から一〇四九まで、一〇五一、一〇五二ノ一、一〇五二ノ二、一〇五三、一〇五四、字タワノ上一〇五五、一〇五六ノ一、一〇五六ノ二、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、字滝ヶ谷一〇六二、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇七〇、一〇七一、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、字カケ子コノ上エ一〇七八、一〇七九、一〇八一、一〇八二ノ一、一〇八三、一〇八三ノ一、字山柿一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八ノ一、一〇八八ノ二、一〇九〇、一〇九二、字下山柿一〇九三、一〇九四、一〇八九ノ三、一〇九〇、一〇九一、字波字梅ヶ谷四九一ノ二、四九二、大字埴師字天本四六六ノ三、字大谷五四九、五五〇、五六二ノ二、字大鳴岸一一五九、一一五九ノ二、一一五九ノ四から一一五九ノ一〇まで、字北谷中一一六一、一一六二、字大内字タレザコ八四三、八四四、八四五、八四六ノ一、八四六ノ二、大字三吉字漆山七八二ノ二、七八三ノ二、字アベカ造七五五、大字口宇波字梅ヶ谷四九一ノ二、四九二、大字埴師字天本四六六ノ三、字大谷五四九、五五〇、五六二ノ二、字大鳴岸一一五九、一一五九ノ二、一一五九ノ四から一一五九ノ一〇まで、字北谷中一一六一、一一六二、字穂見臺一一六三ノ一、一一六三ノ二、一一六三ノ三、一一六六、一一六七、一一六八、一一六八ノ一、一一六九、一一六九ノ一、一二七〇、一二七一、字サコ田一一七四、一一七五、一一七六、字清水平一、一二五五ノ一、一二五五ノ二、一二五五ノ三、字ヲコウ谷一二五九ノ一、一二五九ノ三、一二五九ノ四、字北谷山一二六〇ノ一から一二六〇ノ九まで

(二)

水源のかん養

(三)

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字木床 四三、四三ノ一、四四ノ一、四四ノ

二、字長遙四七三から四七七まで、字テンドリ四七八、四七九、四八〇、四八一、四八六、四八六ノ一、四八七、四八九から四九九まで、

五〇一ノ一、五〇二、五〇四、五〇四ノ一、五〇五、字乳尾口五一

七、五一八、五二一、五二一ノ一、五二三、大字西野字橋本一四二

八、一四三〇、一四三一、一四三五、一四三六、一四三七、一四三

八、大字字波字大遙八九一、八九二、八九四、八九五、八九七、字小

遙八九八ノ一、八九八ノ二、八九九、九〇〇、九〇一、九〇一第二、

九〇三、九〇四、字立平九〇五から九〇八まで、九一一、九一二、九

一三、九一五、九一六、九一九、字砂子谷九二〇、九二三、字杉ヶ谷

九二七、九二八、九三二から九三六まで、字ヌケノ平九三八、大字山

根字寺谷七五五、字荒神谷七六四、七六八、七六九、七七〇、七七

七九九ノ一、八〇〇ノ一、大字三吉字桧木谷七九四ノ一、七九五、七

九五ノ一、七九六から八〇〇まで、八〇一ノ一、八〇二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字中字マタラカ峠谷山一一九九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

3 昭和47年2月18日 金曜日

鳥取県公報

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課、及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

氣高郡氣高町大字奥沢見字銚子口一三三三ノ二四国有林(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び氣高町役場に備え置いて縦覧に供する。)